

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

福井市工事施工管理資料作成要領

令和2年4月

福 井 市

福井市工事施工管理資料作成要領

令和元年5月

福 井 市

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

目 次

1．総 説	1 - 1 ~ <u>1.0</u>
2．施工計画書	2 - 1 ~ 2.4
3．材料の見本又は品質を証明する資料の提出 ...	3 - 1
4．出来形関係図書様式	4 - 1 ~ 1.0
5．品質管理関係図書様式	5 - 1 ~ 7
6．その他様式	6 - 1 ~ <u>1.0.5</u>
7．参考資料	7 - 1 ~ 1.5

目 次

1．総 説	1 - 1 ~ <u>9</u>
2．施工計画書	2 - 1 ~ 2.4
3．材料の見本又は品質を証明する資料の提出 ...	3 - 1
4．出来形関係図書様式	4 - 1 ~ 1.0
5．品質管理関係図書様式	5 - 1 ~ 7
6．その他様式	6 - 1 ~ <u>1.0.6</u>
7．参考資料	7 - 1 ~ 1.5

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

1 総説

1-1 施工管理の意義

施工管理とは、工事を安全で経済的に、工事目的物の品質、形状等を確保し、工期内に完成させるために計画をたて、その計画にもとづいて施工し、その結果が計画と開差があれば、その原因を追求し、それを改善するとともに、工事途中における条件の変化に適時、適切に対応する統制の機能をいうのである。

一般に土木工事は、比較的長期にしかも野外で実施されるために起り得る事態をすべて予知することは困難であり、計画と実施とを完全に一致させる事は容易ではないが、工期、目的物の出来形および品質等のそれぞれに応じた管理が、施工管理として、積極的に行わなければならない。

1-2 施工管理の必要性

請負契約書には、契約図書に定められた工事目的物を完成するために、必要な仮設方法等特別な定めのあるものを除き、一切の手段について受注者の責任により定めることになっている。

受注者にとっては、輻輳した諸条件の中で、契約の目的に合致した出来形、品質をもつ工作物を工期内に安全でかつ経済的に作るために、綿密な計画と適切な施工管理を責任をもって遂行する必要がある。

1-3 施工管理に関する書類

施工管理は、工程管理、出来形管理、品質管理などにより工事を管理することが必要な事項であり、工事施工管理基準及び同運用方針により施工管理を行い、工程の進捗状況や製品（建築物）の品質、規格、強度などの検査及び証明、その製造過程の説明の根拠となる書類などを整備し、指定された期日までに監督職員に提示もしくは提出しなければならない。

(1) 工程に関する提出書類

施工計画書、実施工程表、工事履行報告書、工事打合せ簿等（協議書、指示書等）、写真

(2) 出来形に関する提出書類

出来形成果表、出来形図、出来高数量計算書、段階確認書、写真

(3) 品質に関する提出書類

納品伝票（出荷証明書を含む）、材料承諾願、写真

(4) 品質に関する提示書類

品質管理関係書類（試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書等を含む）

(5) 主な提示・提出書類一覧表

約款：福井市工事請負契約約款
仕：福井市土木工事共通仕様書
建り法：建設リサイクル法

様式番号	様式名	作成別	宛名	提示・提出時期又は提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
	(契約関係様式)					
契1	<u>〔廃止〕</u>					
契2	工程表	受注者	発注者	契約後7日以内 請負代金額200万円を超える金額	約款第3条 仕第3編1-1-2	<u>6-1</u>
任意	請負代金額の変更に伴う契約の保証の額の変更について（請求）	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額が変更された場合	約款第4条第4項	-
任意	債権譲渡申請書	受注者	発注者		約款第5条第1項	-
任意	債権譲渡承諾書	発注者	受注者		約款第5条第1項	-

1 総説

1-1 施工管理の意義

施工管理とは、工事を安全で経済的に、工事目的物の品質、形状等を確保し、工期内に完成させるために計画をたて、その計画にもとづいて施工し、その結果が計画と開差があれば、その原因を追求し、それを改善するとともに、工事途中における条件の変化に適時、適切に対応する統制の機能をいうのである。

一般に土木工事は、比較的長期にしかも野外で実施されるために起り得る事態をすべて予知することは困難であり、計画と実施とを完全に一致させる事は容易ではないが、工期、目的物の出来形および品質等のそれぞれに応じた管理が、施工管理として、積極的に行わなければならない。

1-2 施工管理の必要性

請負契約書には、契約図書に定められた工事目的物を完成するために、必要な仮設方法等特別な定めのあるものを除き、一切の手段について受注者の責任により定めることになっている。

受注者にとっては、輻輳した諸条件の中で、契約の目的に合致した出来形、品質をもつ工作物を工期内に安全でかつ経済的に作るために、綿密な計画と適切な施工管理を責任をもって遂行する必要がある。

1-3 施工管理に関する書類

施工管理は、工程管理、出来形管理、品質管理などにより工事を管理することが必要な事項であり、工事施工管理基準及び同運用方針により施工管理を行い、工程の進捗状況や製品（建築物）の品質、規格、強度などの検査及び証明、その製造過程の説明の根拠となる書類などを整備し、指定された期日までに監督職員に提示もしくは提出しなければならない。

(1) 工程に関する提出書類

施工計画書、実施工程表、工事履行報告書、工事打合簿等（協議書、指示書等）、写真

(2) 出来形に関する提出書類

出来形成果表、出来形図、出来高数量計算書、段階確認書、写真

(3) 品質に関する提出書類

納品伝票（出荷証明書を含む）、材料承諾願、写真

(4) 品質に関する提示書類

品質管理関係書類（試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書等を含む）

(5) 主な提示・提出書類一覧表

約款：福井市工事請負契約約款
仕：福井市土木工事共通仕様書
建り法：建設リサイクル法

様式番号	様式名	作成別	宛名	提示・提出時期又は提示・提出期限	提示・提出根拠	ページ
	(契約関係様式)					
契1	<u>工事中工届</u>	受注者	発注者	請負契約締結時	仕第1編1-1-8	<u>6-1</u>
契2	工程表	受注者	発注者	契約後7日以内 請負代金額200万円を超える金額	約款第3条 仕第3編1-1-2	<u>6-2</u>
任意	請負代金額の変更に伴う契約の保証の額の変更について（請求）	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額が変更された場合	約款第4条第4項	-
任意	債権譲渡申請書	受注者	発注者		約款第5条第1項	-
任意	債権譲渡承諾書	発注者	受注者		約款第5条第1項	-

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の申請書	受注者	発注者		約款第5条第2項	-	任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の申請書	受注者	発注者		約款第5条第2項	-
任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の承諾書	発注者	受注者		約款第5条第2項	-	任意	工事目的物等の譲渡、貸与、抵当権、担保の承諾書	発注者	受注者		約款第5条第2項	-
契4	下請負（追加・変更）届	受注者	発注者	下請負契約後速やかに	約款第7条 仕第1編1-1-9	<u>6-2</u> <u>6-3</u>	契4	下請負（追加・変更）届	受注者	発注者	下請負契約後速やかに	約款第7条 仕第1編1-1-9	<u>6-3</u> <u>6-4</u>
契5	監督職員の定めについて（通知）	発注者	受注者	監督職員を置いたとき	約款第9条第1項	<u>6-4</u>	契5	監督職員の定めについて（通知）	発注者	受注者	監督職員を置いたとき	約款第9条第1項	<u>6-5</u>
契6	現場代理人及び主任技術者等選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時	約款第10条第1項	<u>6-5</u>	契6	現場代理人及び主任技術者等選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時	約款第10条第1項	<u>6-6</u>
契7	経歴書	受注者	発注者	〃		<u>6-6</u>	契7	経歴書	受注者	発注者	〃		<u>6-7</u>
契8	現場代理人及び主任技術者等変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに	約款第10条第1項	<u>6-7</u>	契8	現場代理人及び主任技術者等変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに	約款第10条第1項	<u>6-8</u>
契74	担当技術者選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時		<u>6-73</u>	契74	担当技術者選定通知書	受注者	発注者	請負契約締結時		<u>6-74</u>
契75	担当技術者変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに		<u>6-74</u>	契75	担当技術者変更通知書	受注者	発注者	変更発生後速やかに		<u>6-75</u>
契9	工事関係者に関する措置について（請求）	発注者 監督職員	受注者	職員又は施工並びに管理につき著しく不相当と認められるとき	約款第12条第1項及び第2項	<u>6-8</u>	契9	工事関係者に関する措置について（請求）	発注者 監督職員	受注者	職員又は施工並びに管理につき著しく不相当と認められるとき	約款第12条第1項及び第2項	<u>6-9</u>
契10	工事関係者に関する措置について（通知）	受注者	発注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第3項	<u>6-9</u>	契10	工事関係者に関する措置について（通知）	受注者	発注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第3項	<u>6-10</u>
契11	監督職員に関する措置について（請求）	受注者	発注者	職務の執行に著しく不相当と認められるとき	約款第12条第4項	<u>6-10</u>	契11	監督職員に関する措置について（請求）	受注者	発注者	職務の執行に著しく不相当と認められるとき	約款第12条第4項	<u>6-11</u>
契12	監督職員に関する措置について（通知）	発注者	受注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第5項	<u>6-11</u>	契12	監督職員に関する措置について（通知）	発注者	受注者	請求を受けた日から10日以内	約款第12条第5項	<u>6-12</u>
契13	支給材料・貸与品要求書	受注者	発注者	使用予定日の14日前までに	約款第15条第1項 仕第1編1-1-16 4	<u>6-12</u>	契13	支給材料・貸与品要求書	受注者	発注者	使用予定日の14日前までに	約款第15条第1項 仕第1編1-1-16 4	<u>6-13</u>
契14	工事請負契約約款15条第2項後段の規定による通知について	受注者	発注者	設計図書のと異なるとき又は使用が適当でないとき	約款第15条第2項後段	<u>6-13</u>	契14	工事請負契約約款15条第2項後段の規定による通知について	受注者	発注者	設計図書のと異なるとき又は使用が適当でないとき	約款第15条第2項後段	<u>6-14</u>
契15	（支給材料・貸与品）の（受領・借用）について	受注者	発注者	引渡しの日から7日以内	約款第15条第3項	<u>6-14</u>	契15	（支給材料・貸与品）の（受領・借用）について	受注者	発注者	引渡しの日から7日以内	約款第15条第3項	<u>6-15</u>
契16	（支給材料・貸与品）の瑕疵の発見について	受注者	発注者	か し 瑕疵により使用が適当でないとき	約款第15条第4項	<u>6-15</u>	契16	（支給材料・貸与品）の瑕疵の発見について	受注者	発注者	か し 瑕疵により使用が適当でないとき	約款第15条第4項	<u>6-16</u>
契17	（支給材料・貸与品）の使用請求について	発注者	受注者		約款第15条第5項	<u>6-16</u>	契17	（支給材料・貸与品）の使用請求について	発注者	受注者		約款第15条第5項	<u>6-17</u>
契18	支給材料・貸与品返納書	受注者	発注者	返納時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 5	<u>6-17</u>	契18	支給材料・貸与品返納書	受注者	発注者	返納時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 5	<u>6-18</u>
契19	支給品清算書	受注者	発注者	工事完成時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 3	<u>6-18</u>	契19	支給品清算書	受注者	発注者	工事完成時	約款第15条第9項 仕第1編1-1-16 3	<u>6-19</u>
契20	設計図書の不一致等について	現場代理人	監督職員	該当する事実を発見した時	約款第18条第1項 仕第1編1-1-3 2	<u>6-19</u>	契20	設計図書の不一致等について	現場代理人	監督職員	該当する事実を発見した時	約款第18条第1項 仕第1編1-1-3 2	<u>6-20</u>
契21	設計図書の不一致等の調査結果について	発注者	受注者	調査終了後14日以内	約款第18条第3項	<u>6-20</u>	契21	設計図書の不一致等の調査結果について	発注者	受注者	調査終了後14日以内	約款第18条第3項	<u>6-21</u>
契22	設計図書の変更について	発注者	受注者	必要がある時	約款第19条	<u>6-21</u>	契22	設計図書の変更について	発注者	受注者	必要がある時	約款第19条	<u>6-22</u>
別途様式	工事変更請負契約書	発注者 受注者	発注者 受注者			-	別途様式	工事変更請負契約書	発注者 受注者	発注者 受注者			-

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

契23	工事一時中止通知書	発注者	受注者	天災等による工事施工ができない時	約款第20条第1項及び第2項 仕第1編1-1-13	<u>6-22</u>	契23	工事一時中止通知書	発注者	受注者	天災等による工事施工ができない時	約款第20条第1項及び第2項 仕第1編1-1-13	<u>6-23</u>
契24	工期の延長について	受注者	発注者	工期延長を必要とする時	約款第21条第1項	<u>6-23</u>	契24	工期の延長について	受注者	発注者	工期延長を必要とする時	約款第21条第1項	<u>6-24</u>
契25	工期の短縮変更について（請求）	発注者	受注者	短縮の必要がある時	約款第22条第1項及び第2項	<u>6-24</u>	契25	工期の短縮変更について（請求）	発注者	受注者	短縮の必要がある時	約款第22条第1項及び第2項	<u>6-25</u>
契26	工期・請負代金額・設計図書の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	それぞれの変更事由が生じた日	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-25</u>	契26	工期・請負代金額・設計図書の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	それぞれの変更事由が生じた日	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-26</u>
契27	工期・請負代金額・設計図書の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者	協議開始の日から14日以内	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-26</u>	契27	工期・請負代金額・設計図書の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者	協議開始の日から14日以内	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項	<u>6-27</u>
契28	工期・請負代金額・設計図書の変更について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項 ただし書	<u>6-27</u>	契28	工期・請負代金額・設計図書の変更について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第23条第1項 約款第24条第1項 約款第25条第7項 約款第30条第1項 ただし書	<u>6-28</u>
契29	工期・請負代金額・設計図書の変更の協議開始の日について（通知）	発注者 受注者	受注者 発注者	工期の変更事由が生じた日 発注者が7日以内に通知をしない場合	約款第23条第2項 約款第24条第2項 約款第25条第8項 約款第30条第2項	<u>6-28</u>	契29	工期・請負代金額・設計図書の変更の協議開始の日について（通知）	発注者 受注者	受注者 発注者	工期の変更事由が生じた日 発注者が7日以内に通知をしない場合	約款第23条第2項 約款第24条第2項 約款第25条第8項 約款第30条第2項	<u>6-29</u>
契30	発注者が負担する必要な費用の額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-29</u>	契30	発注者が負担する必要な費用の額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-30</u>
契31	発注者が負担する必要な費用の額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-30</u>	契31	発注者が負担する必要な費用の額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第24条第3項	<u>6-31</u>
契32	工事請負契約約款第25条第1項・第5項・第6項の規定による請負代金額の変更について（請求）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第1項 約款第25条第5項 約款第25条第6項	<u>6-31</u>	契32	工事請負契約約款第25条第1項・第5項・第6項の規定による請負代金額の変更について（請求）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第1項 約款第25条第5項 約款第25条第6項	<u>6-32</u>
契33	請負代金額の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額の変更事由が生じた日	約款第25条第3項	<u>6-32</u>	契33	請負代金額の変更について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	請負代金額の変更事由が生じた日	約款第25条第3項	<u>6-33</u>
契34	請負代金額の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第3項	<u>6-33</u>	契34	請負代金額の変更について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第25条第3項	<u>6-34</u>
契35	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第25条第3項 ただし書	<u>6-34</u>	契35	変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第25条第3項 ただし書	<u>6-35</u>
契36	臨機の措置について（通知）	現場代理人	監督職員	臨機の措置をとったとき	約款第26条第2項	<u>6-35</u>	契36	臨機の措置について（通知）	現場代理人	監督職員	臨機の措置をとったとき	約款第26条第2項	<u>6-36</u>
契37	天災等による損害発生通知書	受注者	発注者	発生後直ちに	約款第29条第1項 仕第1編1-1-38 1	<u>6-36</u>	契37	天災等による損害発生通知書	受注者	発注者	発生後直ちに	約款第29条第1項 仕第1編1-1-38 1	<u>6-37</u>
契38	損害確認通知書	発注者	受注者		約款第29条第2項	<u>6-37</u>	契38	損害確認通知書	発注者	受注者		約款第29条第2項	<u>6-38</u>
契39	工事請負契約約款第29条に基づく損害額について（協議）	発注者	受注者		約款第29条	<u>6-38</u>	契39	工事請負契約約款第29条に基づく損害額について（協議）	発注者	受注者		約款第29条	<u>6-39</u>
契40	工事請負契約約款第29条第3項に基づく損害による費用の負担について（請求）	受注者	発注者		約款第29条第3項	<u>6-39</u>	契40	工事請負契約約款第29条第3項に基づく損害による費用の負担について（請求）	受注者	発注者		約款第29条第3項	<u>6-40</u>
契41	工事完成届	受注者	発注者	工事完成の日	約款第31条第1項 仕第1編1-1-20	<u>6-40</u>	契41	工事完成届	受注者	発注者	工事完成の日	約款第31条第1項 仕第1編1-1-20	<u>6-41</u>
契42	破壊検査の理由通知：完成検査部分払、部分引渡し検査契約解除	発注者	受注者	必要があると認めるとき	約款第31条第2項 約款第37条第3項 約款第38条第1項 約款第51条第1項	<u>6-41</u>	契42	破壊検査の理由通知：完成検査部分払、部分引渡し検査契約解除	発注者	受注者	必要があると認めるとき	約款第31条第2項 約款第37条第3項 約款第38条第1項 約款第51条第1項	<u>6-42</u>

「福井市施工管理資料作成要領」新旧対照表

下線部は改正箇所

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

契43	引渡書	受注者	発注者	検査による工事完成の確認後	約款第31条第4項	<u>6-42</u>	契43	引渡書	受注者	発注者	検査による工事完成の確認後	約款第31条第4項	<u>6-43</u>
契44	工事目的物の引渡しについて（請求）	発注者	受注者	請負代金の支払の完了と同時	約款第31条第5項	<u>6-43</u>	契44	工事目的物の引渡しについて（請求）	発注者	受注者	請負代金の支払の完了と同時	約款第31条第5項	<u>6-44</u>
契45	工事検査日通知書				仕第1編1-1-20 3	<u>6-44</u>	契45	工事検査日通知書				仕第1編1-1-20 3	<u>6-45</u>
別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（完成）	約款第32条第1項	-	別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（完成）	約款第32条第1項	-
契46	工事目的物の部分使用について（請求）	発注者	受注者		約款第33条第1項	<u>6-45</u>	契46	工事目的物の部分使用について（請求）	発注者	受注者		約款第33条第1項	<u>6-46</u>
契47	工事目的物の部分使用について（承諾）	受注者	発注者		約款第33条第1項	<u>6-46</u>	契47	工事目的物の部分使用について（承諾）	受注者	発注者		約款第33条第1項	<u>6-47</u>
別途様式	工事請負代金一部前払請求書	受注者	発注者		約款第34条第1項第3項	-	別途様式	工事請負代金一部前払請求書	受注者	発注者		約款第34条第1項第3項	-
契48	前払金のうち返還すべき超過額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	返還することが不適当と認められるとき	約款第34条第6項	<u>6-47</u>	契48	前払金のうち返還すべき超過額について（協議）	発注者 受注者	受注者 発注者	返還することが不適当と認められるとき	約款第34条第6項	<u>6-48</u>
契49	前払金のうち返還すべき超過額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第34条第6項	<u>6-48</u>	契49	前払金のうち返還すべき超過額について（回答）	発注者 受注者	受注者 発注者		約款第34条第6項	<u>6-49</u>
契50	前払金のうち返還すべき超過額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第34条第7項ただし書	<u>6-49</u>	契50	前払金のうち返還すべき超過額について（通知）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第34条第7項ただし書	<u>6-50</u>
任意様式	返還すべき前払金の未返還額に係る遅延利息の受注者に対する支払請求	発注者	受注者		約款第34条第8項	-	任意様式	返還すべき前払金の未返還額に係る遅延利息の受注者に対する支払請求	発注者	受注者		約款第34条第8項	-
別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（部分払）	約款第37条第1項及び第5項	-	別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（部分払）	約款第37条第1項及び第5項	-
契51	部分払検査願	受注者	発注者	希望月日の14日前	約款約37条第2項	<u>6-50</u>	契51	部分払検査願	受注者	発注者	希望月日の14日前	約款約37条第2項	<u>6-51</u>
契52	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（協議）	受注者	発注者	部分払いを請求するとき	約款第37条第7項	<u>6-51</u>	契52	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（協議）	受注者	発注者	部分払いを請求するとき	約款第37条第7項	<u>6-52</u>
契53	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第37条第7項	<u>6-52</u>	契53	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第37条第7項	<u>6-53</u>
契54	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第37条第7項ただし書	<u>6-53</u>	契54	部分払金の算定の基礎となる請負代金相当額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第37条第7項ただし書	<u>6-54</u>
別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（指定部分）	約款第38条第1項	-	別途様式	請求書	受注者	発注者	検査に合格したとき（指定部分）	約款第38条第1項	-
契55	指定部分完成届	受注者	発注者	部分完成の日	約款第38条第1項	<u>6-54</u>	契55	指定部分完成届	受注者	発注者	部分完成の日	約款第38条第1項	<u>6-55</u>
契56	指定部分引渡書	受注者	発注者	引渡しの時	約款第38条第1項	<u>6-55</u>	契56	指定部分引渡書	受注者	発注者	引渡しの時	約款第38条第1項	<u>6-56</u>
契57	指定部分に相応する請負代金の額について（協議）	受注者	発注者	部分引渡しをしようとするとき	約款第38条第3項	<u>6-56</u>	契57	指定部分に相応する請負代金の額について（協議）	受注者	発注者	部分引渡しをしようとするとき	約款第38条第3項	<u>6-57</u>
契58	指定部分に相応する請負代金の額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第38条第3項	<u>6-57</u>	契58	指定部分に相応する請負代金の額について（回答）	発注者	受注者	協議開始の日から14日以内	約款第38条第3項	<u>6-58</u>
契59	指定部分に相応する請負代金の額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第38条第3項ただし書	<u>6-58</u>	契59	指定部分に相応する請負代金の額について（通知）	発注者	受注者	協議開始日から14日以内に整わない場合	約款第38条第3項ただし書	<u>6-59</u>
任意様式	発注者の前払金支払遅延に係る支払請求	受注者	発注者		約款第43条第1項	-	任意様式	発注者の前払金支払遅延に係る支払請求	受注者	発注者		約款第43条第1項	-
契60	工事の（全部・一部）中止について（通知）	受注者	発注者		約款第43条第1項	<u>6-59</u>	契60	工事の（全部・一部）中止について（通知）	受注者	発注者		約款第43条第1項	<u>6-60</u>
契61	工事目的物の瑕疵に係る（修補・損害賠償）の請求について	発注者	受注者		約款第44条第1項	<u>6-60</u>	契61	工事目的物の瑕疵に係る（修補・損害賠償）の請求について	発注者	受注者		約款第44条第1項	<u>6-61</u>
契62	工事目的物の瑕疵について（通知）	発注者	受注者		約款第44条第3項	<u>6-61</u>	契62	工事目的物の瑕疵について（通知）	発注者	受注者		約款第44条第3項	<u>6-62</u>

「福井市施工管理資料作成要領」新旧対照表

下線部は改正箇所

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

任意様式	履行遅延による受注者に対する損害金の支払請求	発注者	受注者		約款第45条第1項	-	任意様式	履行遅延による受注者に対する損害金の支払請求	発注者	受注者		約款第45条第1項	-
任意様式	請負代金支払遅延に係る発注者に対する遅延利息の請求	受注者	発注者		約款第45条第3項	-	任意様式	請負代金支払遅延に係る発注者に対する遅延利息の請求	受注者	発注者		約款第45条第3項	-
任意様式	発注者の契約解除	発注者	受注者		約款第46条第1項 約款第47条第1項	-	任意様式	発注者の契約解除	発注者	受注者		約款第46条第1項 約款第47条第1項	-
任意様式	受注者の契約解除	受注者	発注者		約款第50条第1項	-	任意様式	受注者の契約解除	受注者	発注者		約款第50条第1項	-
任意様式	受注者が契約を解除した場合の発注者に対する損害賠償の請求	受注者	発注者		約款第50条第2項	-	任意様式	受注者が契約を解除した場合の発注者に対する損害賠償の請求	受注者	発注者		約款第50条第2項	-
任意様式	工事請負契約約款第52条第3項の規定による通知について	受注者	発注者		約款第52条第3項	-	任意様式	工事請負契約約款第52条第3項の規定による通知について	受注者	発注者		約款第52条第3項	-
別途様式	仲裁合意書	発注者 受注者	発注者 受注者		約款第54条	-	別途様式	仲裁合意書	発注者 受注者	発注者 受注者		約款第54条	-
	(建設リサイクル法関連)							(建設リサイクル法関連)					
契63	通知書	発注者	福井市	工事着手前 (工事着工時)	建り法第11条	<u>6-62</u>	契63	通知書	発注者	福井市	工事着手前 (工事着工時)	建り法第11条	<u>6-63</u>
契64	説明書	受注者	発注者	契約前	建り法第12条	<u>6-63</u>	契64	説明書	受注者	発注者	契約前	建り法第12条	<u>6-64</u>
契65	法第13条及び省令4条に基づく書面様式1	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-64</u>	契65	法第13条及び省令4条に基づく書面様式1	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-65</u>
契66	法第13条及び省令4条に基づく書面様式2	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-65</u>	契66	法第13条及び省令4条に基づく書面様式2	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-66</u>
契67	法第13条及び省令4条に基づく書面様式3	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-66</u>	契67	法第13条及び省令4条に基づく書面様式3	受注者	発注者	契約前	建り法第13条	<u>6-67</u>
契68	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式1	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-67</u>	契68	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式1	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-68</u>
契69	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式2	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-68</u>	契69	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式2	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-69</u>
契70	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式3	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-69</u>	契70	法第13条及び省令4条に基づく書面変更様式3	受注者	発注者	変更契約前	建り法第13条	<u>6-70</u>
契71	再資源化報告書	受注者	発注者	再資源化等が完了したとき	建り法第18条	<u>6-70</u>	契71	再資源化報告書	受注者	発注者	再資源化等が完了したとき	建り法第18条	<u>6-71</u>
	(中間前払金関係)							(中間前払金関係)					
契72	認定請求書	受注者	発注者	中間前払金の認定を請求するとき	約款第34条第4項	<u>6-71</u>	契72	認定請求書	受注者	発注者	中間前払金の認定を請求するとき	約款第34条第4項	<u>6-72</u>
契73	認定調書	発注者	受注者	中間前払金の請求があったとき直ちに	約款第34条第4項	<u>6-72</u>	契73	認定調書	発注者	受注者	中間前払金の請求があったとき直ちに	約款第34条第4項	<u>6-73</u>
	(施工関係様式)							(施工関係様式)					
別紙	施工計画書	現場代理人	監督職員	工事に着手する前 請負代金額200万円以上	仕第1編1-1-4 1	-	別紙	施工計画書	現場代理人	監督職員	工事に着手する前 請負代金額200万円以上	仕第1編1-1-4 1	-
別紙	変更施工計画書	現場代理人	監督職員	その都度	仕第1編1-1-4 2	-	別紙	変更施工計画書	現場代理人	監督職員	その都度	仕第1編1-1-4 2	-
施1	<u>工事打合せ簿</u>	受注者 発注者	発注者 受注者	打合せの都度	約款第9条第4項	<u>6-75</u>	施1	<u>工事打合せ簿</u>	受注者 発注者	発注者 受注者	打合せの都度	約款第9条第4項	<u>6-76</u>
任意様式	現場技術員の配置について(通知)	発注者	受注者	事前に	仕第3編1-1-3 1	-	任意様式	現場技術員の配置について(通知)	発注者	受注者	事前に	仕第3編1-1-3 1	-
施2	施工体制台帳	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-76</u>	施2	施工体制台帳	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-77</u>

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

施3	施工体制台帳 (下請負人に関する事項)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-77</u>	施3	施工体制台帳 (下請負人に関する事項)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-78</u>
施4	施工体系図兼安全衛生協議会組織表	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-78</u>	施4	施工体系図兼安全衛生協議会組織表	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-79</u>
施5	<u>〔廃止〕</u>						施5	<u>工事下請負人編成表</u>	<u>現場代理人</u>	<u>監督職員</u>	<u>下請負契約後速やかに</u>	<u>仕第1編1-1-10</u>	<u>6-80</u>
施6	再下請負通知書	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-79</u>	施6	再下請負通知書	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-81</u>
施7	再下請負通知書(再下請負関係)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-80</u>	施7	再下請負通知書(再下請負関係)	現場代理人	監督職員	下請負契約後速やかに	仕第1編1-1-10	<u>6-82</u>
施8	現場発生品調書	現場代理人	監督職員	発生品引渡しの時	仕第1編1-1-17	<u>6-81</u>	施8	現場発生品調書	現場代理人	監督職員	発生品引渡しの時	仕第1編1-1-17	<u>6-83</u>
任意様式	建設廃棄物処理委託契約書	現場代理人	監督職員	廃棄物の処理を委託後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-	任意様式	建設廃棄物処理委託契約書	現場代理人	監督職員	廃棄物の処理を委託後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-
任意様式	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	現場代理人	監督職員	廃棄物の再資源化の完了後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-	任意様式	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	現場代理人	監督職員	廃棄物の再資源化の完了後速やかに提示	仕第1編1-1-18 2	-
施9	再生資源利用計画書(実施書)建設資材搬入工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物の搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-	施9	再生資源利用計画書(実施書)建設資材搬入工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物の搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-
施10	再生資源利用促進計画書(実施書)建設副産物搬出工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-	施10	再生資源利用促進計画書(実施書)建設副産物搬出工事用	現場代理人	監督職員	計画書:副産物搬入搬出する場合 実施書:工事完了後	仕第1編1-1-18 5,6	-
施11	<u>確認・立会依頼書</u>	現場代理人	監督職員	立会を求めるとき	仕第3編1-1-4 1	<u>6-82</u>	施11	<u>立会願</u>	現場代理人	監督職員	立会を求めるとき	仕第3編1-1-4 1	<u>6-84</u>
施12	<u>材料確認書</u>	現場代理人	監督職員	確認を受けようとする時	約款第13条第2項仕第2編1-2 仕第3編1-1-4 5	<u>6-83</u>	施12	<u>材料確認願</u>	現場代理人	監督職員	確認を受けようとする時	約款第13条第2項仕第2編1-2 仕第3編1-1-4 5	<u>6-85</u>
施13	段階確認書(施工予定表)	現場代理人	監督職員	事前に	約款第13条第3項仕第3編1-1-4 6	<u>6-84</u>	施13	段階確認書(施工予定表)	現場代理人	監督職員	事前に	約款第13条第3項仕第3編1-1-4 6	<u>6-86</u>
施14	段階確認書(通知及び確認書)	現場代理人	監督職員	事前に	仕第3編1-1-4 6	<u>6-85</u>	施14	段階確認書(通知及び確認書)	現場代理人	監督職員	事前に	仕第3編1-1-4 6	<u>6-87</u>
施15	品質証明員通知書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-86</u>	施15	品質証明員通知書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-88</u>
施16	品質証明員経歴書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-87</u>	施16	品質証明員経歴書	受注者	発注者	設計図書で定めた場合契約後速やかに	仕第3編1-1-6	<u>6-89</u>
施17	品質証明書	受注者	発注者	検査前	仕第3編1-1-6	<u>6-88</u>	施17	品質証明書	受注者	発注者	検査前	仕第3編1-1-6	<u>6-90</u>
施18	工事履行報告書	現場代理人	監督職員	翌月5日まで 請負代金額3000万円以上	約款第11条 仕第1編1-1-24	<u>6-89</u> <u>6-90</u>	施18	工事履行報告書	現場代理人	監督職員	翌月5日まで 請負代金額3000万円以上	約款第11条 仕第1編1-1-24	<u>6-91</u> <u>6-92</u>
施19 施20	工事月報 工事週報	現場代理人	監督職員	履行報告書提出の場合、 <u>監督職員が指示したときに提示</u> 請負代金額200万円以上でどちらか提示 週報(予定)は監督職員が必要とした場合のみ提示		<u>6-91</u> <u>6-92</u> <u>6-93</u>	施19 施20	工事月報 工事週報	現場代理人	監督職員	履行報告書提出の場合 <u>は不要</u> 請負代金額200万円以上でどちらか提示 週報(予定)は監督職員が必要とした場合のみ提示		<u>6-93</u> <u>6-94</u> <u>6-95</u>
別紙	出来高管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-	別紙	出来高管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
別紙	品質管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-	別紙	品質管理図書	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
別紙	工事写真	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-	別紙	工事写真	現場代理人	監督職員	工事完成届提出時まで	仕第1編1-1-23 8	-
施21	工事事務報告書	受注者 (現場代理人)	発注者	事故発生後7日以内(死亡事故は1両日)	仕第1編1-1-29	<u>6-94</u>	施21	工事事務報告書	受注者 (現場代理人)	発注者	事故発生後7日以内(死亡事故は1両日)	仕第1編1-1-29	<u>6-96</u>
施22	施工管理技術者通知書	現場代理人	監督職員	自主的施工の時契約後速やかに	施工管理基準運用方針	<u>6-95</u>	施22	施工管理技術者通知書	現場代理人	監督職員	自主的施工の時契約後速やかに	施工管理基準運用方針	<u>6-97</u>

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

施23	施工管理技術者経歴書	現場代理人	監督職員	自主的施工の時契約後速やかに	施工管理基準運用方針	6-96
任意様式	安全・訓練等の実施記録 旧様式(参考様式として掲載)も使用可	現場代理人	監督職員	毎月提示 請負代金額200万円以上	仕第1編 1-1-26	6-97
	(建設業退職金共済関連)					
施25	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-98
施26	共済証紙を購入しない又は 購入遅延の理由書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 購入しない又は購入遅延が 生じるとき 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-99
施27	建設業退職金共済証紙 配布先一覧表	現場代理人	監督職員	工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-100
施28	休日・夜間作業届	現場代理人	監督職員	作業日の前日までに連絡 (提出は現道上の工事のみ)	仕第1編1-1-36 2	6-101
	(検査関係様式)					
検 1	中間検査願	受注者	発注者		約款第33条 仕第3編 1-1-8	6-102

施23	施工管理技術者経歴書	現場代理人	監督職員	自主的施工の時契約後速やかに	施工管理基準運用方針	6-98
施24	安全・訓練等の実施記録	現場代理人	監督職員	毎月。その他書類は提示出来るよう準備 請負代金額200万円以上	仕第1編 1-1-26	6-99
	(建設業退職金共済関連)					
施25	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-100
施26	共済証紙を購入しない又は 購入遅延の理由書	受注者	発注者	契約後1ヶ月以内 購入しない又は購入遅延が 生じるとき 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-101
施27	建設業退職金共済証紙 配布先一覧表	現場代理人	監督職員	工事完成時に提示 請負代金額500万円以上	仕第1編1-1-40 5	6-102
	〔新設〕					
	(検査関係様式)					
検 1	中間検査願	受注者	発注者		約款第33条 仕第3編 1-1-8	6-103

注)・工程表について請負代金額が200万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

・施工計画書、工事月報、工事週報について請負代金額が200万円未満であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

・工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種打合せ簿については、適用条文を記載しなければならない。

記載例1:

矢板工事について、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となり、対策工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書3-2-3-4 5項に基づき協議します。

記載例2:

仮BMの測量結果について、土木工事共通仕様書1-1-1-37 1項に基づき添付書類のとおり提出します。

・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。

・監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。その他監督職員が立会う場合も同様とする。

・工事履行報告書について請負代金額が3,000万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

・休日・夜間作業届は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、現道上の工事又は監督職員が把握していない作業を行うにあたっては、土木工事共通仕様書1-1-1-36に基づき、事前に理由を付した書面(様式施-28)によって監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書、工事月報、工事週報等にあらかじめ当該事項が記載されている場合はこの限りでない。

(6) 施工管理資料の様式は原則としてA4判の大きさとする。

1-4 工事関係書類の簡素化について

福井市発注工事における受発注者の業務効率化を図るため、受注者が作成・提出すべき工事関係資料等については、以下の通り簡素化できることとしたので、発注者と十分協議の上、運用すること。

(1) 工事関係書類の提示の徹底

注)・工程表について請負代金額が200万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

・施工計画書、工事月報、工事週報について請負代金額が200万円未満であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

・工事打合せ簿の作成においては、設計図書の要求事項を明確にするとともに、それを確認できる必要最小限の関係書類を添付する。また、各種打合せ簿については、適用条文を記載しなければならない。

記載例1:

矢板工事について、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となり、対策工を添付のとおり施工したく、土木工事共通仕様書3-2-3-4 5項に基づき協議します。

記載例2:

仮BMの測量結果について、土木工事共通仕様書1-1-1-37 1項に基づき添付書類のとおり提出します。

・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。

・監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。その他監督職員が立会う場合も同様とする。

・工事履行報告書について請負代金額が3,000万円以下であっても、監督職員が必要と認め指示した場合は提出しなければならない。

(6) 施工管理資料の様式は原則としてA4判の大きさとする。

1-4 工事書類の簡素化の施行について

福井市発注の工事において受注者は、工事請負契約約款や仕様書等で決められている工事書類を作成する必要があるが、提示・提出の区分が明確でなく結果として多くの書類が発注者に提出されている。受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を図ることを目的に、工事書類の明確化等の簡素化を図る。

(1) 受発注者間における図面のやり取りについて

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

共通仕様書及び契約書等に定めのある書類のうち、「提出」の必要がない書類は、「提示」のみとすることとし、確認・検査後に「提示」された書類は、受注者に返却することを基本とする。
また、提示書類については、受注者において保管・管理することとする。

・受発注者間において、図面のやり取りをする場合はA3判の大きさの図面か電子データでのやり取りを基本とする。

< 参考 >【提示書類（提出を求めない）】

(2) 提出・提示する書類の明確化
・通行制限等書類、安全訓練等実施報告書、建設廃棄物処理委託契約書の写し、建設業退職金共済証紙購入状況報告書（追加）、産業廃棄物管理票E票の写し、建設業退職金共済証紙配付先一覧表については共通仕様書の運用と合わせ提示とする。
・下請の契約書等の写し、下請の技術者の資格を証する書面の写し、工事月報・週報については提出の根拠を定めたものがないため提示とする。
・コリンズ工事実績登録の確認については、登録内容確認書の写しを提出となっているが、監督職員に対して登録確認メールが送付されるため登録内容確認書は提示とする。

—	工事書類等	根拠又は関連規定
1	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共仕 1-1-1-18 建設副産物
2	安全教育・訓練等の記録	共仕 1-1-1-26 工事中の安全確保
3	低騒音型・低振動型・排出ガス対策型建設機械の写真	共仕 1-1-1-30 環境対策
4	機械自主点検記録	共仕 1-1-1-34 諸法令の遵守 （労働安全衛生法）
5	諸手続きの許可、承諾等の書面 監督職員の請求があった場合は写しを提出。	共仕 1-1-1-35 官公庁等への手続等
6	休日又は夜間作業の連絡 口頭、ファクシミリ、電子メールによる。	共仕 1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 現道上の工事については「提出」。
7	建設業退職金共済証紙配布先一覧表	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
8	建設業退職金共済手帳の写し	共仕 1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
9	材料の品質規格証明書 設計図書で提出を定められているものは提出。	共仕 2-1-2-1 工事材料の品質
10	As 舗装コア、区画線テストピース等	施工管理基準 （出来形管理基準、品質管理基準）

「共仕」：福井市土木工事共通仕様書
「施工管理基準」：福井市工事施工管理基準

(3) 施工計画書の簡略化
・1. 工事概要にある工事設計内容については、設計図書の工事費内訳書の写しでもよい。
・2. 計画工程表については、監督職員の承諾を得た場合は契約時に提出する「工程表」の写しでもよい。
・5. 主要船舶・機械については、提出は任意とする。

(4) 受発注者間による電子メールの活用
・設計図書に定めている場合の立会願以外は、電子メールでのやり取りを基本とし、紙での提出を求めない。
・契約約款上の行為を行うこと以外の工事打合せ簿に関しても電子メールでのやり取りを基本とし、紙での提出を求めない。

(5) 納品伝票の簡略化
・出荷証明書やミルシートの発行が可能な材料については、納品伝票と置き換えることができる。

(2) 工事関係書類の削減

—	工事書類	工事書類削減の取扱い
1	図面	・受発注者間で図面を受け渡す場合、原則、A3判図面又は電子データによる。
2	施工計画書	【記載項目】 1. 工事概要 ・工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでもよい。 2. 計画工程表 ・監督職員が承諾した、契約時に提出する工程表の写しでもよい。 3. 現場組織表 ・「施工体制台帳及び施工体系図、工事下請負人編成表」添付の廃止。 【変更内容の記載】 ・施工計画書を作成し直すことは不要で、見え消し・追加等でもよい。
3	工事打合せ簿	・添付資料は必要最小限とする。 ・軽微な報告は電子メールや口頭で可とする。
4	材料・品質関係	【材料承諾】 ・JISマーク表示品はJISマーク表示状態の確認を行う（カタログ、品質証明資料、見本の提出は不要）【共仕2-1-2-1のとおり】 ・その他汎用品について、過重なカタログや見本の添付は控えること。 【品質証明資料】 ・JIS鉄筋認証ラベル、鋼矢板ラベル等、提出根拠のないものは添付しない（材料確認や写真管理で把握できる）。
5	段階確認書	・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、段階確認の為に新たに資料を作成する必要はない。その他立会の場合も同様とする。 ・監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は、監督職員等が立会っている状況写真を段階確認書に添付する必要はない。その他監督職員が立会う場合も同様とする。
6	創意工夫等	・監督職員と事前協議を行い、あらかじめ提案を選別の上、提出する。
7	納品伝票	・出荷証明書等により数量が把握できる場合は、納品伝票に替えることができる。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

(3) 受発注者間の情報共有システム又は電子メールの活用

- ・ 特記仕様書で情報共有システムの利用が明示されている場合のほか、その利用により業務効率化が図られる場合には、情報共有システムを積極的に利用すること。
- ・ 確認・立会依頼について、設計図書に定めがある又は監督職員の指示がある場合以外は、電子メールにより行うことを基本とし、紙での提出を求めない。
- ・ 工事打合せ簿について、契約約款上の行為以外や軽微な報告は電子メールで行うことを基本とし、紙での提出を求めない。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

2 施工計画書

施工計画書を作成するにあたっては、作成様式及び記入例を参考にして作成する。
様式（施工計画書）

課長				

年 月 日

監督職員

様

住所
受注者
代表者名
現場代理人 印

施 工 計 画 書

下記工事の施工計画書を福井市土木工事共通仕様書第1編1-1-4に基づき提出致します。

記

工事名
路線河川名
工事場所
契約工期

2 施工計画書

施工計画書を作成するにあたっては、作成様式及び記入例を参考にして作成する。
様式（施工計画書）

課長				

年 月 日

監督職員

様

住所
受注者
代表者名
現場代理人 印

施 工 計 画 書

下記工事の施工計画書を福井市土木工事共通仕様書第1編1-1-4に基づき提出致します。

記

工事名
路線河川名
工事場所
契約工期

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

目次

1 . 工事概要	2 - 3
2 . 計画工程表	2 - 5
3 . 現場組織表	2 - 7
4 . 指定機械（主要船舶・機械）	2 - <u>8</u>
5 . 主要資材	2 - <u>9</u>
6 . 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	2 - <u>11</u>
7 . 施工管理計画	2 - <u>12</u>
8 . 安全管理	2 - 16
9 . 緊急時の体制及び対応	2 - 22
10 . 交通管理	2 - 23
11 . 環境対策	2 - 23
12 . 現場作業環境の整備	2 - 23
13 . 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	2 - 23
14 . その他	2 - 24

目次

1 . 工事概要	2 - 3
2 . 計画工程表	2 - 5
3 . 現場組織表（ <u>施工体制台帳、施工体系図等含む</u> ）	2 - 7
4 . 指定機械（主要船舶・機械）	2 - <u>9</u>
5 . 主要資材	2 - <u>10</u>
6 . 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	2 - <u>12</u>
7 . 施工管理計画	2 - <u>13</u>
8 . 安全管理	2 - 16
9 . 緊急時の体制及び対応	2 - 22
10 . 交通管理	2 - 23
11 . 環境対策	2 - 23
12 . 現場作業環境の整備	2 - 23
13 . 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	2 - 23
14 . その他	2 - 24

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

1 - 1 工事概要

工事名

路線河川名

工事場所

請負金額

工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

工事内容

（工事概要に記載されているものを記入する。）

1 - 1 工事概要

工事名

路線河川名

工事場所

請負金額

工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

工事内容

（工事概要に記載されているものを記入する。）

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

〔削除〕

3 - 2 施工体制台帳及び施工体系図、工事下請負人編成表

工事の一部を下請に附した場合、施工体制台帳及び施工体系図を添付すること。

工事下請負人編成表については、下請の有無に関わらず添付すること。
その際、下請がない場合は、元請の現場代理人等の写真等のみを貼付して提出すること。

様式は、主な提出書類一覧表の様式施 - 2 ~ 施 - 5 を使用すること。

4 指定機械（主要船舶・機械） 〔略〕

4 指定機械（主要船舶・機械） 〔略〕

5 - 1 主要資材購入計画 〔略〕

5 - 1 主要資材購入計画 〔略〕

5 - 2 主要資材搬入計画 〔略〕

5 - 2 主要資材搬入計画 〔略〕

6 - 1 施工方法

6 - 1 施工方法

（注） 工事内容、仕様書、工期、施工時期、現場条件、交通状況等の諸条件、関係諸法令、諸官庁との協議事項等を熟知し、さらに工事の安全、第三者への災害防止等についても充分配慮しながら現地に最も適した施工方法を選び主たる工種について施工順序、方法、施工機械、仮設備及び防護柵等の設置方法などを定めて記載する。

（注） 工事内容、仕様書、工期、施工時期、現場条件、交通状況等の諸条件、関係諸法令、諸官庁との協議事項等を熟知し、さらに工事の安全、第三者への災害防止等についても充分配慮しながら現地に最も適した施工方法を選び主たる工種について施工順序、方法、施工機械、仮設備及び防護柵等の設置方法などを定めて記載する。

（例）

路盤工

在来路盤をグレーダにて整形を行い、路盤材の一層の仕上厚 cm 以下となるようグレーダにより均等に敷均し、締固めにはマカダムローラ（10～12t）とタイヤローラ（8～20t）にて行い、計画断面に仕上げる。…… 以下略

（例）

路盤工

在来路盤をグレーダにて整形を行い、路盤材の一層の仕上厚 cm 以下となるようグレーダにより均等に敷均し、締固めにはマカダムローラ（10～12t）とタイヤローラ（8～20t）にて行い、計画断面に仕上げる。…… 以下略

（注） 工事に関連して他との工事の関係調整、地下埋設物件の対策、用排水の調査、地元への周知方法、苦情に対する対応処置方法などが当然生じてくるが、これらについても記述する。なお、各工種説明の中で付け加えて記述してもよい。

（注） 工事に関連して他との工事の関係調整、地下埋設物件の対策、用排水の調査、地元への周知方法、苦情に対する対応処置方法などが当然生じてくるが、これらについても記述する。なお、各工種説明の中で付け加えて記述してもよい。

6 - 2 仮設備計画（仮設工含む）

6 - 2 仮設備計画（仮設工含む）

土留、防護工、締切工、索道、仮道路、仮橋等の構造配置等について記述する。（必要に応じて安定計算書、図面を添付する。）

設計図書等で特に指定されている設備

土留、防護工、締切工、索道、仮道路、仮橋等の構造配置等について記述する。（必要に応じて安定計算書、図面を添付する。）

設計図書等で特に指定されている設備

7 - 1 施工管理計画（出来形管理） 〔略〕

7 - 1 施工管理計画（出来形管理） 〔略〕

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

7 - 2 施工管理計画（品質管理）〔略〕

7 - 2 施工管理計画（品質管理）〔略〕

7 - 3 施工管理計画（写真管理）〔略〕

7 - 3 施工管理計画（写真管理）〔略〕

8 安全管理

8 安全管理

1. 安全管理に関する基本方針

請負業者 又は 作業所での労働安全衛生及び労働災害防止に対する基本方針を記入する。

1. 安全管理に関する基本方針

請負業者 または 作業所での労働安全衛生及び労働災害防止に対する基本方針を記入する。

例：人命尊重の基本理念の基に労働災害関係法令を厳守し、自主的に安全衛生管理に努力する。このために管理組織を確立し責任体制を明確にして積極的な活動を展開し、協力企業の指導援助に努め、安全と健康の確保をはかり、快適な職場環境の形成に努力する。

例：人命尊重の基本理念の基に労働災害関係法令を厳守し、自主的に安全衛生管理に努力する。このために管理組織を確立し責任体制を明確にして積極的な活動を展開し、協力企業の指導援助に努め、安全と健康の確保をはかり、快適な職場環境の形成に努力する。

2. 安全衛生管理体制

2. 安全衛生管理体制

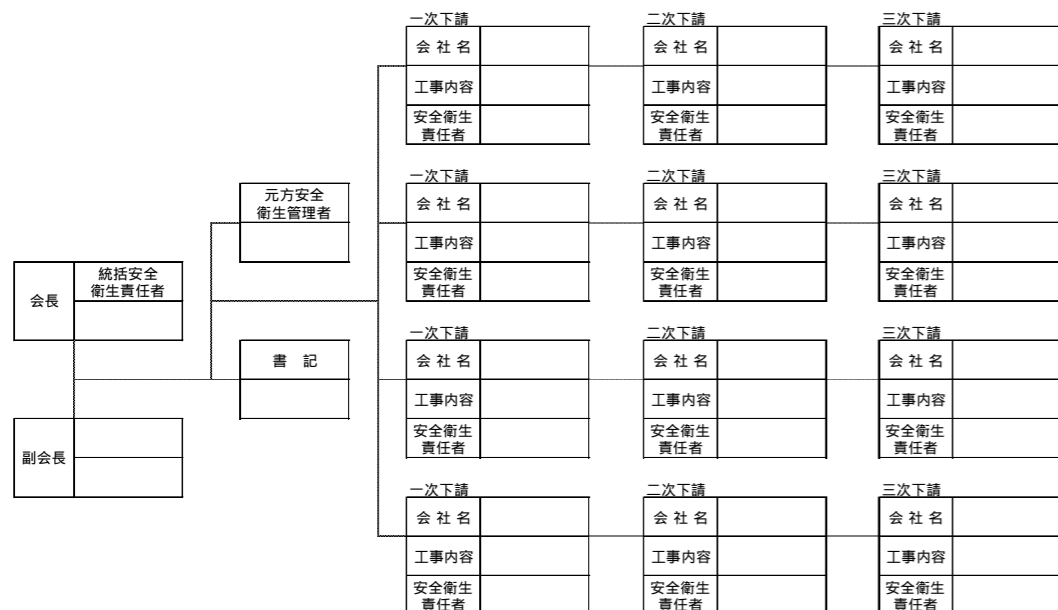
(1) 安全衛生管理組織及び安全衛生協議会組織図

(3) 安全衛生管理組織及び安全衛生協議会組織図

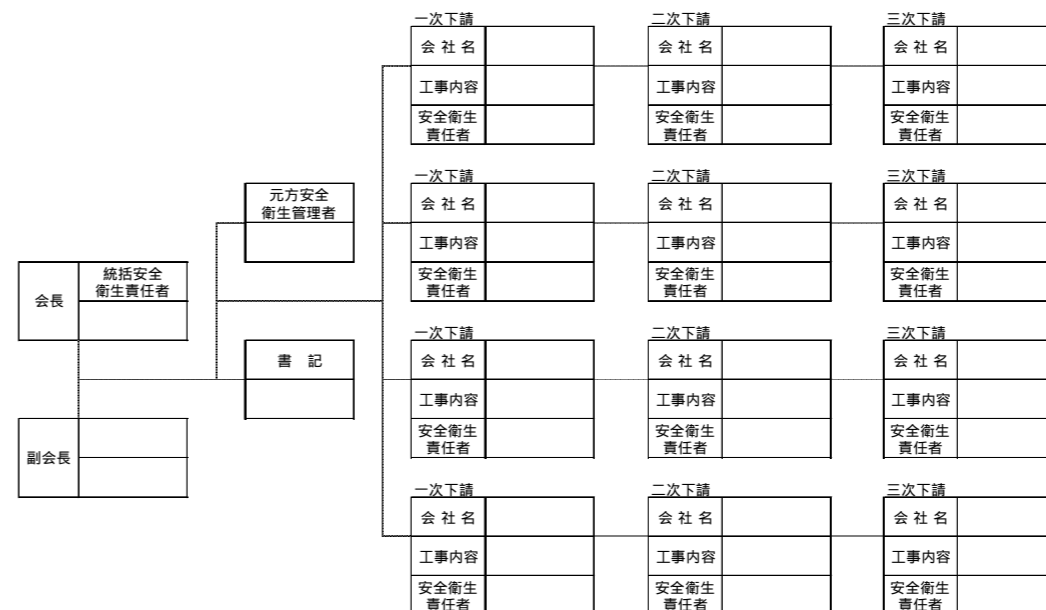
統括安全衛生責任者等の選任については巻末の「7 参考資料」を参照のこと。

統括安全衛生責任者等の選任については巻末の「7 参考資料」を参照のこと。

例1 統括安全衛生責任者を選任する場合



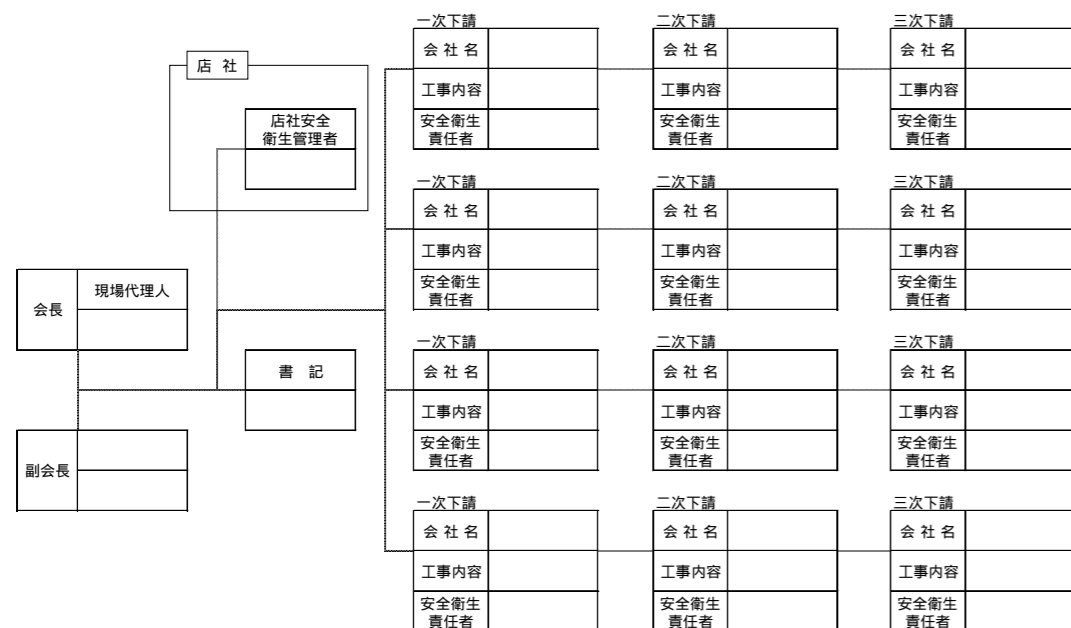
例1 統括安全衛生責任者を選任する場合



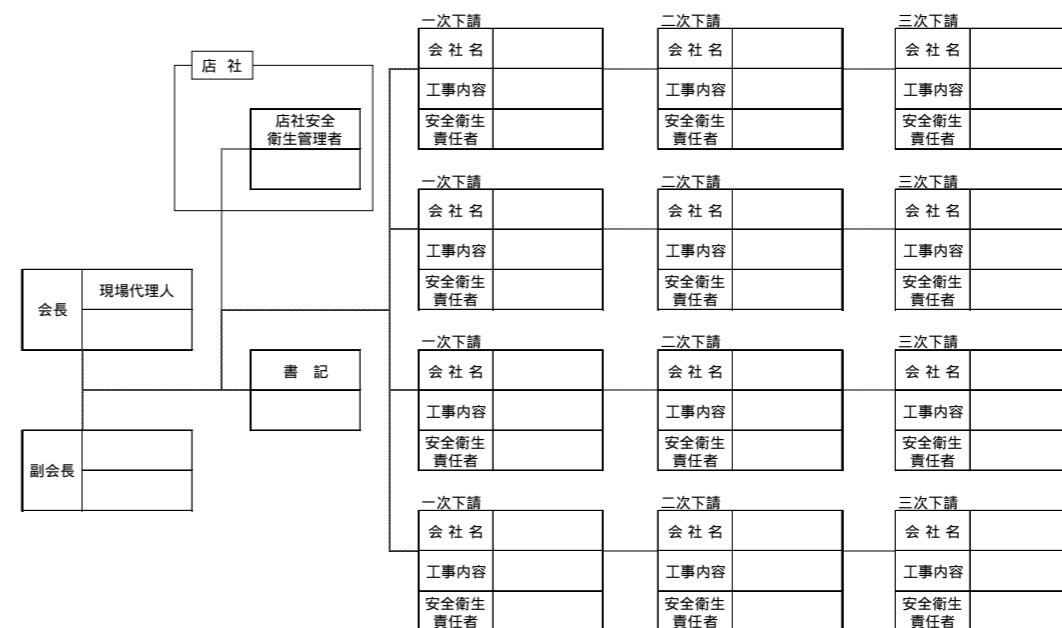
改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

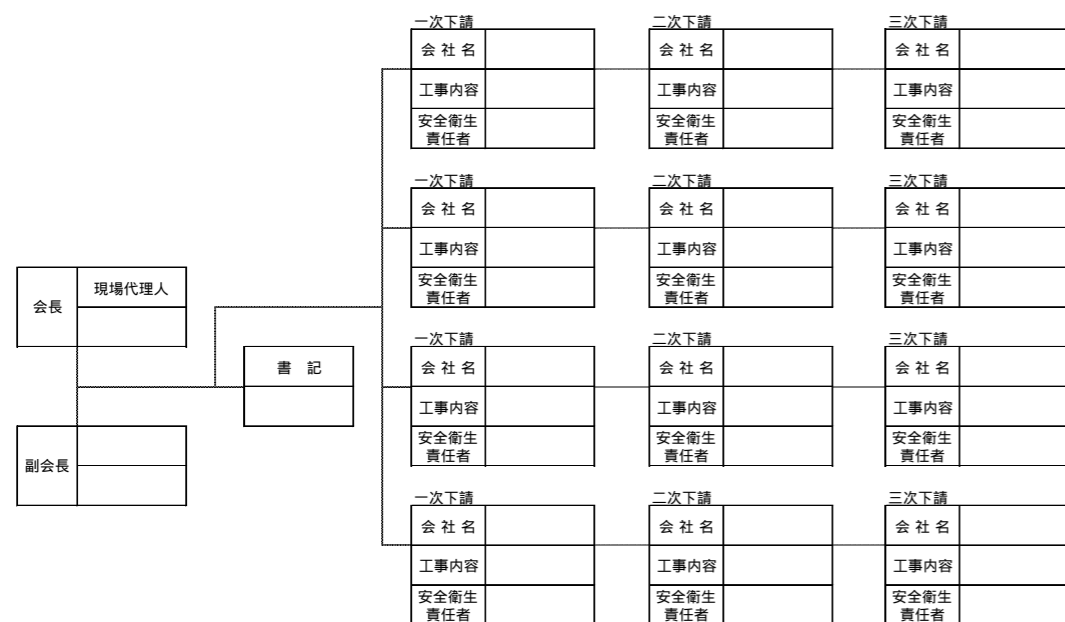
例2 店社安全衛生管理者を選任する場合



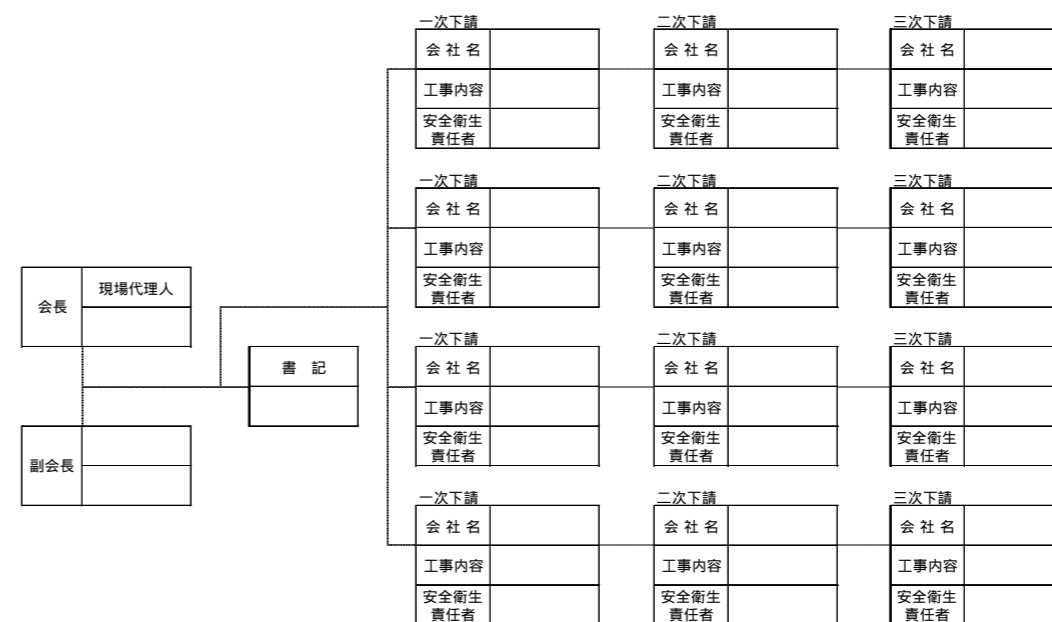
例2 店社安全衛生管理者を選任する場合



例3 小規模な現場の場合



例3 小規模な現場の場合



(2) 有資格者の配置
作業主任者

本工事において必要な有資格者について記入する。

当該する作業	氏名	会社名	免許番号 修了書番号	備考
足場の組立て				
型枠支保工の組立等				
地山の掘削				
土止め支保工				

(4) 有資格者の配置
作業主任者

本工事において必要な有資格者について記入する。

当該する作業	氏名	会社名	免許番号 修了書番号	備考
足場の組立て				
型枠支保工の組立等				
地山の掘削				
土止め支保工				

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

コンクリート破砕器				
有機溶剤				
酸素欠乏危険				
高圧室内				
ずい道等の掘削等				
ずい道等の覆工				
特定化学物質等				
コンクリート造の工作物の解体等				
はい作業				
鉄骨の組立て等				
木材加工用機械				
第一種圧力容器				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。
就業制限にかかわる業務

業務の範囲	氏名	会社名	講習終了証 免許証	備考
火薬類取扱保安責任者				
発破技師				
フォークリフト(1t以上)				
ショベルローダ-の運転(1t以上)				
不整地運搬車の運転(1t以上)				
高所作業車(作業床10メートル以上)				
車両系建設機械運転(3t以上)				
車両系建設機械解体(3t以上)				
基礎工事用機械運転				
移動式クレーン運転(1t以上)				
デリック(5t以上)				
クレーン運転(5t以上)				
揚荷装置運転(5t以上)				
玉掛け(吊り上げ荷重1t以上)				
潜水士				
高圧室内作業主任者				
ガス溶接				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。(リース契約を含む)
特別教育を必要とする業務

業務の内容	氏名	会社名	講習終了証 免許証	備考
研削といしの取り替え・試運転				
アーク溶接等				

コンクリート破砕器				
有機溶剤				
酸素欠乏危険				
高圧室内				
ずい道等の掘削等				
ずい道等の覆工				
特定化学物質等				
コンクリート造の工作物の解体等				
はい作業				
鉄骨の組立て等				
木材加工用機械				
第一種圧力容器				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。
就業制限にかかわる業務

業務の範囲	氏名	会社名	講習終了証 免許証	備考
火薬類取扱保安責任者				
発破技師				
フォークリフト(1t以上)				
ショベルローダ-の運転(1t以上)				
不整地運搬車の運転(1t以上)				
高所作業車(作業床10メートル以上)				
車両系建設機械運転(3t以上)				
車両系建設機械解体(3t以上)				
基礎工事用機械運転				
移動式クレーン運転(1t以上)				
デリック(5t以上)				
クレーン運転(5t以上)				
揚荷装置運転(5t以上)				
玉掛け(吊り上げ荷重1t以上)				
潜水士				
高圧室内作業主任者				
ガス溶接				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。(リース契約を含む)
特別教育を必要とする業務

業務の内容	氏名	会社名	講習終了証 免許証	備考
研削といしの取り替え・試運転				
アーク溶接等				

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

低圧電気取扱				
締め固め用機械の運転				
基礎工事中用機械の作業装置の操作				
巻上げ用機械の運転				
軌道装置動力車の運転				
移動式クレーンの運転(1t未満)				
クレーンの運転(5t以上跨線用 およ 及び5t未満)				
建設用リフトの運転				
高圧室内バルブ・コックの操作				
潜水作業への送気の調節				
酸素欠乏危険作業				
特定ふんじん作業				
ずい道等の掘削等の作業				
チェーンソーを用いて行う伐木等				
基礎工事中用機械の運転				
デリックの運転(5t未満)				
ゴンドラ				
空気圧縮機				
気閘室の送気・排気				
高圧室操作				
高圧室内作業				
高所作業車の運転(作業床の高さ 10m 未満)				
ボーリングマシンの運転 タイヤ空気充てん作業(2輪自動車を除く)				
コンクリートポンプ車の運転				
不整地運搬車(1t未満)				
フォークリフトの運転(1t未満)				
ショベルローダーの運転(1t未満)				

低圧電気取扱				
締め固め用機械の運転				
基礎工事中用機械の作業装置の操作				
巻上げ用機械の運転				
軌道装置動力車の運転				
移動式クレーンの運転(1t未満)				
クレーンの運転(5t以上跨線用 およ <u>び</u> 5t未満)				
建設用リフトの運転				
高圧室内バルブ・コックの操作				
潜水作業への送気の調節				
酸素欠乏危険作業				
特定ふんじん作業				
ずい道等の掘削等の作業				
チェーンソーを用いて行う伐木等				
基礎工事中用機械の運転				
デリックの運転(5t未満)				
ゴンドラ				
空気圧縮機				
気閘室の送気・排気				
高圧室操作				
高圧室内作業				
高所作業車の運転(作業床の高さ 10m 未満)				
ボーリングマシンの運転 タイヤ空気充てん作業(2輪自動車を除く)				
コンクリートポンプ車の運転				
不整地運搬車(1t未満)				
フォークリフトの運転(1t未満)				
ショベルローダーの運転(1t未満)				

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。(リース契約を含む)

本工事で行う作業の資格を抽出して記入すること。(リース契約を含む)

3. 安全管理計画

(1) 安全対策

- 墜落・転落災害の防止
- 建設機械・クレーン等による災害の防止
- 不整地運搬車による災害の防止
- 高所作業車による災害の防止
- クレーン等による災害の防止

安全対策の各項について該当するものについて詳細を記入する。

3. 安全管理計画

(1) 安全対策

- 21 墜落・転落災害の防止
- 22 建設機械・クレーン等による災害の防止
- 23 不整地運搬車による災害の防止
- 24 高所作業車による災害の防止
- 25 クレーン等による災害の防止

安全対策の各項について該当するものについて詳細を記入する。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

- 飛来・落下災害の防止
- 倒壊災害の防止
- 崩壊災害の防止
- 挟まれ，巻き込まれ災害の防止
- 埋設物等による危険の防止
- 感電災害の防止
- 軌道装置による危険の防止
- 坑内火災の防止
- 火薬類による危険の防止
- 取扱い運搬災害の防止
- 火災・爆発災害の防止
- 海上事故の防止
- 積雪，なだれ災害の防止
- 交通災害の防止
- 公衆災害の防止

(2) 衛生対策

- 粉じん障害の防止
- 有機溶剤中毒の防止
- 特定化学物質等障害の防止
- 酸素欠乏症及び硫化水素中毒の防止
- 高気圧障害の防止
- 一酸化炭素・有毒ガスによる中毒の防止
- 騒音障害の防止
- 振動障害の防止

衛生対策の各項について該当するものについて詳細を記入する。

4. 安全衛生活動（安全施工サイクル）

(1) 毎日

- ・ 安全朝礼
- ・ 作業開始前 K Y ミーティング
- ・ 安全点検
- ・ 統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者の巡視
- ・ 作業中の指導監督
- ・ 安全工程打合せ
- ・ 持場片付け
- ・ 終業時の確認

(2) 毎週

- ・ 週間打合せ（安全衛生協議会）
- ・ 週間点検
- ・ 週間一斉片付け

(3) 毎月の活動

- ・ 安全衛生協議会の開催
- ・ 定期点検・自主検査
- ・ 安全（衛生）大会

安全衛生活動の各項について該当するものについて詳細を記入する。

- 26 飛来・落下災害の防止
- 27 倒壊災害の防止
- 28 崩壊災害の防止
- 29 挟まれ，巻き込まれ災害の防止
- 30 埋設物等による危険の防止
- 31 感電災害の防止
- 32 軌道装置による危険の防止
- 33 坑内火災の防止
- 34 火薬類による危険の防止
- 35 取扱い運搬災害の防止
- 36 火災・爆発災害の防止
- 37 海上事故の防止
- 38 積雪，なだれ災害の防止
- 39 交通災害の防止
- 40 公衆災害の防止

(2) 衛生対策

- 粉じん障害の防止
- 有機溶剤中毒の防止
- 特定化学物質等障害の防止
- 酸素欠乏症および硫化水素中毒の防止
- 高気圧障害の防止
- 一酸化炭素・有毒ガスによる中毒の防止
- 騒音障害の防止
- 振動障害の防止

衛生対策の各項について該当するものについて詳細を記入する。

4. 安全衛生活動（安全施工サイクル）

(1) 毎日

- ・ 安全朝礼
- ・ 作業開始前 K Y ミーティング
- ・ 安全点検
- ・ 統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者の巡視
- ・ 作業中の指導監督
- ・ 安全工程打合せ
- ・ 持場片付け
- ・ 終業時の確認

(2) 毎週

- ・ 週間打合せ（安全衛生協議会）
- ・ 週間点検
- ・ 週間一斉片付け

(3) 毎月の活動

- ・ 安全衛生協議会の開催
- ・ 定期点検・自主検査
- ・ 安全（衛生）大会

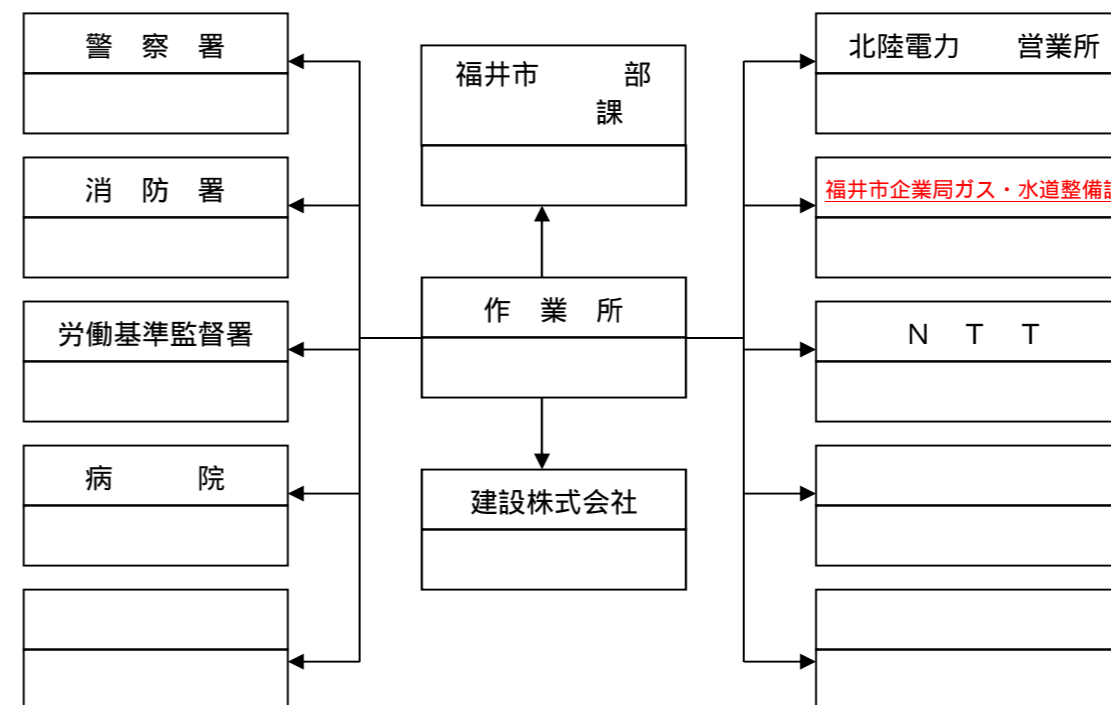
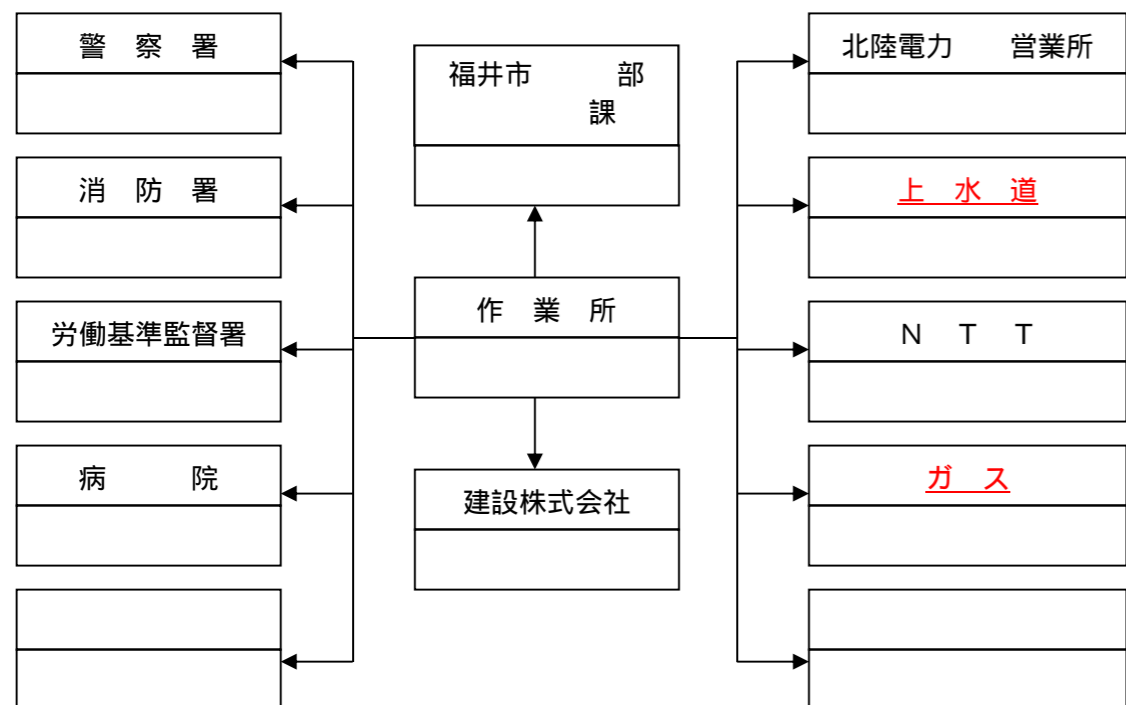
安全衛生活動の各項について該当するものについて詳細を記入する。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

また、作業現場内において災害発生又はその恐れがある場合、直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動します。なお、災害及び事故発生時の連絡系統、夜間又は休日における連絡方法は下記のとおり行います。

また、作業現場内において災害発生又はその恐れがある場合、直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動します。なお、災害及び事故発生時の連絡系統、夜間又は休日における連絡方法は下記のとおり行います。



10 交通管理

10 交通管理

工事に伴う運搬路の選定、交通安全を図る手段、交通安全施設の種類及び配置等について記述する。

工事に伴う運搬路の選定、交通安全を図る手段、交通安全施設の種類及び配置等について記述する。

（例）

1. 資材の運搬は主として図の朱線の経路を通行しますが、地元住民とトラブルが生じないように行います。万が一トラブルが生じた場合は誠心誠意円満に解決するよう努力します。
2. 道路については図の場所に標識、保安施設等を設置します。
（標識、保安施設の参考図を添付するとよい。）
3. 器材等運搬する工事関係車両が出入りする工事場所には交通誘導警備員を配して、一般交通の誘導や整理を行い安全を期します。
4. 土砂及び資材の運搬に当たっては、土砂運搬事業者団体に加入又は協業化されている者を使用します。
5. …… 以下省略

（例）

1. 資材の運搬は主として図の朱線の経路を通行しますが、地元住民とトラブルが生じないように行います。万が一トラブルが生じた場合は誠心誠意円満に解決するよう努力します。
2. 道路については図の場所に標識、保安施設等を設置します。
（標識、保安施設の参考図を添付するとよい。）
3. 器材等運搬する工事関係車両が出入りする工事場所には交通誘導員を配して、一般交通の誘導や整理を行い安全を期します。
4. 土砂及び資材の運搬に当たっては、土砂運搬事業者団体に加入または協業化されている者を使用します。
5. …… 以下省略

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式契 - 1

年 月 日

（発注者） 様

受注者 住所
氏名

印

工 事 着 工 届

〔 廃 止 〕

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について本日着工しましたので通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所 福井市 地係

3 請負代金額 金 円

4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式契 - 4
年 月 日

様式契 - 4
年 月 日

（発注者） 様

（発注者） 様

住所
受注者
氏名 印

住所
受注者
氏名 印

下請負（追加・変更）届

下請負（追加・変更）届

年 月 日付けで請負契約を締結した工事の施工について、工事の一部を下記のとおり下請けに付したので福井市工事請負契約約款第7条の規定により届出ます。

年 月 日付けで請負契約を締結した工事の施工について、工事の一部を下記のとおり下請けに付したので福井市工事請負契約約款第7条の規定により届出ます。

記

記

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

- 1 工事名
- 2 工事場所 福井市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日
完成 年 月 日

監理技術者 (主任技術者)	住所： 氏名：		資格者証番号 第 号			
工事種別	建設業 許可番号	下請負人名 (代表者名) 建設業許可業種	契約日 工 期	下請けに付した金額 (うち消費税額及び地方消費税の額)	主任技術者名 資格・内容	下請けに付した 工事の内容
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			

監理技術者 (主任技術者)	住所： 氏名：		資格者証番号 第 号			
工事種別	建設業 許可番号	下請負人名 (代表者名) 建設業許可業種	契約日 工 期	下請けに付した金額 (うち消費税額及び地方消費税の額)	主任技術者名 資格・内容	下請けに付した 工事の内容
(次下請負)			~			
		健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
		事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
(次下請負)			~			
		健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
		事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

注1 この届出は、一次下請負以下全ての下請負について記載すること。また、追加及び変更が生じた場合は、速やかに追加及び変更届を提出すること。

注2 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

[削除]

[削除]

注3 下請負人の数が記載しきれない場合は、別紙(工事下請負の概要)を添付すること。

[削除]

注1 この届出は、一次下請負以下全ての下請負について記載すること。また、追加及び変更が生じた場合は、速やかに追加及び変更届を提出すること。

注2 不要の文字は、抹消すること。取り消し線を使用した場合は、訂正印を押印すること。

注3 下請負契約書(下請工事内訳書を含む)の写しを提示できるよう整理しておくこと。

注4 監理技術者については、資格者証(写)および監理技術者講習修了証を提示できるよう整理しておくこと。

注5 下請負人の数が記載しきれない場合は、別紙(工事下請負の概要)を添付すること。

注6 直近の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の保険料納入に係る「領収証書」または「納入証明書」「領収済通知書」の写し等を提示できるよう整理しておくこと。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式契 - 4 - 2 (別紙)

様式契 - 4 - 2 (別紙)

工事下請負の概要

工事下請負の概要

工事種別	建設業 許可番号	下請負人名 (代表者名) 建設業許可業種	契約日 期	下請けに付した金額 (うち消費税額及び 地方消費税の額)	主任技術者名 資格・内容	下請けに付し た工事の内容
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			
(次下請負)			~			

工事種別	建設業 許可番号	下請負人名 (代表者名) 建設業許可業種	契約日 期	下請けに付した金額 (うち消費税額及び 地方消費税の額)	主任技術者名 資格・内容	下請けに付し た工事の内容
(次下請負)			~			
(次下請負)	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
			加入 _____ 未加入	加入 _____ 未加入	雇用保険	
			適用除外	適用除外	加入 _____ 未加入	適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
(次下請負)			~			
(次下請負)	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
			加入 _____ 未加入	加入 _____ 未加入	雇用保険	
			適用除外	適用除外	加入 _____ 未加入	適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
(次下請負)			~			
(次下請負)	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
			加入 _____ 未加入	加入 _____ 未加入	雇用保険	
			適用除外	適用除外	加入 _____ 未加入	適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
(次下請負)			~			
(次下請負)	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
			加入 _____ 未加入	加入 _____ 未加入	雇用保険	
			適用除外	適用除外	加入 _____ 未加入	適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
(次下請負)			~			
(次下請負)	健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
			加入 _____ 未加入	加入 _____ 未加入	雇用保険	
			適用除外	適用除外	加入 _____ 未加入	適用除外
事業所整理記号等		営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式施 - 2

年 月 日

施 工 体 制 台 帳

【会社名】 _____

【事業所名】 _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容	
------------	--

発注者名及び住所	福井市役所 部 課 〒910-8511 福井市大手3丁目10-1
----------	-------------------------------------

工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日
----	--------------------	-----	-------

【変更なし】

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約 下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約 下請契約					

発注者の監督職員名		権限及び意見申出方法	
-----------	--	------------	--

監督員名		権限及び意見申出方法	
------	--	------------	--

現場代理人名		権限及び意見申出方法	
--------	--	------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----	--------------------	-----

- (記入要領) 1. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載してある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2. 監理技術者等の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに 印を付けること。
3. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者等が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
4. 監理技術者等及び専門技術者について次のものを添付すること。
資格を証するものの写し
自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)
5. 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
6. 健康保険等の加入状況について、元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載する。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式施 - 3
下請負人に関する事項

会社名	代表者名		
住所	〒		
電話番号	(TEL - -)		
工事名称 及 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
の加入状況	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	専任 非専任	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名
資格内容		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
経験年数による場合
1)大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
2)高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
3)その他 10年以上の実務経験
資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

〔健康保険等の加入状況の記入要領〕

- 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 健康保険等の加入状況について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加する
- 直近の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の保険料納入に係る「領収証書」又は「納入証明書」「領収済通知書」の写し等を監督職員に提示すること。2次以下の下請負業者についても同様に監督職員に提示すること。

様式施 - 3
下請負人に関する事項

会社名	代表者名		
住所	〒		
電話番号	(TEL - -)		
工事名称 及 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
の加入状況	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	専任 非専任	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名
資格内容		専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	-----

〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕

- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに 印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）
経験年数による場合
1)大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
2)高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
3)その他 10年以上の実務経験
資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

〔健康保険等の加入状況の記入要領〕

- 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の承認に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
- 健康保険等の加入状況について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加する

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式施 - 7
《再下請負関係》
再下請負人及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名				
住所	〒							
電話番号	(- -)							
工事名称及び工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 (-)第 号	知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 (-)第 号	知事 一般	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専任	非専任	雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

- [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに 印を付すこと。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
経験年数による場合
1)大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
2)高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
3)その他 10年以上の実務経験
資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

- [健康保険等の加入状況の記入要領]
- 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
 - 健康保険等の加入状況について、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加する。

様式施 - 7
《再下請負関係》
再下請負人及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名				
住所	〒							
電話番号	(- -)							
工事名称及び工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 (-)第 号	知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 (-)第 号	知事 一般	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外		適用除外		適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名		
権限及び意見申出方法			安全衛生推進者名		
主任技術者名	専任	非専任	雇用管理責任者名		
資格内容			専門技術者名		
			資格内容		
			担当工事内容		

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

- [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について〔専任・非専任〕のいずれかに 印を付すこと。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
 - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
経験年数による場合
1)大学卒〔指定学科〕3年以上の実務経験
2)高校卒〔指定学科〕5年以上の実務経験
3)その他 10年以上の実務経験
資格等による場合
1)建設業法「技術検定」
2)建築士法「建築士試験」
3)技術士法「技術士試験」
4)電気工事士法「電気工事士試験」
5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6)消防法「消防設備士試験」
7)職業能力開発促進法「技能検定」

- [健康保険等の加入状況の記入要領]
- 健康保険等の加入状況の「健康保険」において健康保険組合にあっては組合名を記載し、「健康保険」「厚生年金保険」において一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載し、「雇用保険」において継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。

改正（令和2年4月版）

現行（令和元年5月版）

様式施 - 28

年 月 日

監督職員

様

受注者

現場代理人

印

休日・夜間作業届

休日作業等下記のとおり実施したいので、福井市土木工事共通仕様書第1編
1-1-1-36の規定により届出ます。

記

1 工事名

2 工事場所

福井市

地係

3 工期

着工

年 月 日

完成

年 月 日

4 作業年月日

年 月 日

5 作業内容

6 理由

〔新設〕